

令和2年度 事業計画

公益社団法人 静岡県建築士会

はじめに

静岡県建築士会は、昭和26年11月に設立後69年、平成24年4月に公益社団法人へ移行後9年目を迎える。

本会は「建築士の品位の保持と技術の向上及びその業務の進歩改善を図り、もって公共の福祉に寄与すること」を目的として、行政とともに建築を通じ我が国経済の発展と市民生活の安全・安心を支えてきた。

一方、我が国の経済状況は2012年以降緩やかに回復しているとされているが、景気回復の実感は乏しく先行き不透明な状況にあり、本会の運営にも影響を及ぼしている。

また、静岡県が推進する地震対策事業「TOUKAI-0」の現計画は今年度が最終年度であり、計画延長については現時点では未定であることから、本会公益事業の減少が懸念される。

このような中、平成30年12月に建築士法が改正され令和2年3月1日から施行されたことに伴い、新たな建築士試験及び建築士登録事務に適切に対応していく。

また、近年懸案となっている会員増強や建築に係る最新の知識、技術の習得などによる建築士の育成、更には地震だけではなく風水害等を含めた自然災害対策についても取り組んでいくことで、士会活動の継続的な発展と公益法人としての社会的責務を果たしていく。

令和4年に本県で開催される「建築士会全国大会しずおか大会(仮称)」については、令和元年度に設置した準備委員会を今年度からは実行委員会へ移行し、本格的に準備を進めていく。

【基本方針】

以上の状況を踏まえ、本年度は次の3点を軸に事業計画を策定した。

1 質の高い建築士を目指して

社会からの期待と信頼に応えるべく、建築に関する最新の技術や知識の習得など建築士の育成に努めるとともに、専攻建築士制度や継続能力開発(CPD)制度等を通じて自己研鑽に励む。

2 地域づくりへの参加及び県民の安全確保への貢献

優れた景観の形成や地域に散在する歴史的建造物等の発掘、保全、活用等について、専門的見地から質の高い実践的な地域づくりに積極的に参加する。

また、県民に対する安全・安心な建物の供給に寄与するという使命の下、これまでの地震対策に台風や豪雨などを加えた自然災害対策に取り組むとともに、行政の推進する安全対策の諸施策に協力していく。

3 組織及び財政基盤の強化、充実

公益目的事業を推進するためには、それを支える強固な組織体制と財政的な基盤が必要であることから、会員の増強、ブロック活動の充実及び本会とブロック組織との円滑な連携など、これらの充実、強化に努める。

【事業計画】

I 建築士資格付与・資質向上事業（公益目的事業1）

1 建築士試験・登録事務等

(1) 建築士試験及び合格者の名簿登録等の事業

建築士法に基づき、建築士試験の実施業務、指定登録機関としての合格者の名簿登録、免許証交付等の業務を適正、確実に処理する。

平成30年12月に公布された改正建築士法が令和2年3月に施行され、これまで建築士試験の受験資格であった実務経験は免許登録要件になったことに伴い、受験者数の増加が見込まれ、また免許登録時の資格審査が重要となるが、法に則り適切に対応する

- ・一級建築士・二級建築士・木造建築士の試験業務(建築技術教育普及センターから受託)
- ・一級建築士の登録申請等受付業務(日本建築士会から受託)
- ・二級・木造建築士の登録・閲覧に関する業務(静岡県指定登録機関)

(2) 専攻建築士の認定の事業

建築士業務の多種多様な専門化に対応して、自ら責任を取れる専攻領域の実績と日々研鑽を積んでいる建築士を認定しているが、今年度も制度の普及に努めていく。

- ・専攻建築士制度のPRと新規認定申請の促進
- ・専攻建築士審査評議会関係会議の開催

2 建築士の資質向上のための研修等の事業

(1) 建築士法第22条の2に基づく研修(定期講習)

近年の建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法令の改正に的確に対応できるよう建築士に一定期間ごとの講習の受講を義務付けられた事業であり、(公財)建築技術教育普及センターと共同して実施する。

今年度は第2期と第4期に各期3箇所で開催する。

- ・未受講者が出ないように制度の周知徹底
- ・受講者増を目的とした事前広報の充実、受付期間の延長等の実施
- ・DVDを利用した小規模講習の実施

(2) 建築士法第22条の4第5項に基づく研修

建築士に対してその業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修等の実施は、法に定められた建築士会の義務であり、積極的に展開していく。

- ・「建築技術に関する研修」講習会の開催
- ・第19回しずおか木造塾の開催
- ・各ブロックにおける研修、講習会及び見学会等の開催(各ブロック事業研修委員会)

(3) 既存住宅状況調査のための講習会

宅地建物取引業法が一部改正され、平成30年4月から既存住宅の売買時に既存住宅状況調査に関する説明が義務付けられたことから、この資格取得のための講習会を実施する。今年度は平成29年度受講者の更新年度に当たるため、更新講習会も実施する。

- ・既存住宅状況調査技術者講習会(新規・更新)の開催

(4) 継続能力開発(CPD)制度

建築士が良好で質の高い建築環境の構築に資するため、指定した研修等を受講したり、建築相談等の社会貢献活動をすることで単位を付与する制度であり、積極的に事業の推進と制度のPRを図るとともに、行政機関に対し入札等における単位取得者への優遇措置の導入を働きかけていく。

- ・非会員及び建築施工管理技士へのCPD参加推進

(5) 地震関連の資格取得のための講習会

想定される南海トラフ巨大地震に備え、県指定の講習会を引き続き受託するとともに、免許登録時に窓口で応急危険度判定士講習会受講の勧奨を行うなど県の施策に積極的に協力していく。

- ・応急危険度判定士講習会の実施(静岡県からの受託)
- ・静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会との連携

(6) 建築士を目指す者への支援

建築士を目指す学生や建築士の受験資格を有し建築士を目指す者に対する支援を実施する。

- ・「建築甲子園」静岡県大会の開催
- ・建築士養成機関との交流
- ・建築科がある学校、学生との交流

(7) 会員増強及び建築士育成事業

本会会員の高齢化が進み会員数も年々減少する中、建築士の魅力をPRし若手建築士を確保していくことが、本会の会員増強のみならず活動の活性化に繋がる。また、建築技術は社会の幅広い分野において必要とされており、建築技術が日々向上していく中で、建築士の資質の向上と最新技術の習得が求められている。

こうした現状に対応するため、特に若手建築士を中心とした会員や建築士を目指す学生等を対象として、建築技術に関する最新情報の提供を目的とした講習会や施設見学会等の事業を今年度から6年計画で実施する。

- ・令和2年度・・・会員増強及び建築士育成に繋がる事業内容の検討
- ・令和3年度から令和7年度・・・講習会、講演会等具体的な事業の実施

II 地域住民との連携、地域の安全確保のための事業（公益目的事業2）

1 まちづくり、景観形成事業

(1) 地域貢献活動支援事業

地域の建築物の調査・保全・再生、街並みの保全、居住環境の保全・整備、防災まちづくりなどの継続的な住まい・まちづくり活動を進めている団体に活動費助成を行うとともに、専門的知識を生かした支援を行い、地域社会の発展に貢献する。

この事業は、近年の活動費助成の状況から隔年で実施しており、今年度は実施年である。

- ・活動費助成の対象とするまちづくり団体の選考及び活動発表会の開催

(2) 景観整備事業

地域の良好な景観の形成に関する専門家の派遣、情報の提供、相談その他の支援活動を推進し、さらに、地域に点在する歴史的建造物等を発掘、保全等の活動を組織的に推進していくため、平成25年度に静岡県ヘリテージセンター(通称「SHEC」)を発足させた。

これにより保全・活用のための相談・調査・助成制度の受託やまちづくり活動への支援、また、災害発生に対応した行政、職能団体との連携を図るとともに、その業務に従事する専門家の養成を図る。

- ・景観行政団体への景観整備機構の指定要請
- ・美しいしずおか景観推進協議会(県主宰)への参加、協力
- ・地域文化財専門家・育成(ステップアップ)研修の開催
- ・全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会(連合会設置)への参画、連携
- ・景観整備推進のための助成事業の受託

2 県民の安全確保のための事業

(1) 住宅の耐震診断

市町から受託する「わが家の専門家診断事業」を実施し、静岡県の地震対策事業「TOUKAI-0」を積極的に推進していく。

- ・耐震出前講演会等の実施(ブロック事業)
- ・耐震補強計画策定事業等(市町からの受託事業)の実施
- ・静岡県不動産流通活性化協議会への参画

(2) 大規模震災を想定した諸事業(県・市町と連携した安全対策)

想定される南海トラフ巨大地震の発生に備えて、応急危険度判定士業務の検討や静岡県総合防災訓練(会場:御前崎市、菊川市)における実地訓練を行う。

- ・県内市町の防災訓練における応急危険度判定業務等の講習会の支援
- ・静岡県地震被災建築物応急危険度判定協議会への参画
- ・静岡県災害対策士業連絡会への参画及び他士業種との連携

(3) 行政庁からの依頼事業等

特定行政庁が進める建築基準法違反の実態把握のため、事業者にとってその建築物の状況を表した図面等を作成、報告する。

- ・引火性溶剤を用いる零細ドライクリーニング工場における実態調査の実施

(4) 自然災害対策事業

地震対策については、これまで静岡県及び関係団体と連携して対応してきたが、近年は台風や集中豪雨などの風水害が頻繁に発生している。

こうした状況を踏まえ、地震を含めた自然災害全般について、災害時に県民に対して迅速かつ的確に対処できる方策を検討し、現在考えられる災害対策についての講習会や講演会等の事業を今年度から6年計画で実施する。

- ・令和2年度・・・自然災害対策に関する事業内容の検討
- ・令和3年度から令和7年度・・・講習会、講演会等具体的な事業の実施

3 住宅に関する情報発信事業

県民に対して、建築に関する最先端技術や多様な製品の情報提供の場を設定したり、建築士会のホームページ、機関紙などを通じて情報を発信する。

- ・静岡県住宅振興協議会(県主宰)への参加、協力
- ・「建築静岡」の発行
- ・ホームページの充実(公益法人としての情報も公開)

4 建築相談事業

県民からの住宅の新築、増改築等の建築技術的な相談、住宅の耐震化に係る相談など建築に関する様々な相談に対応する。また、建築問題については、早期の解決や円満解決に繋がる建築士の専門的な助言は重要なことであることから、これらについても対応する。

- ・展示会等における相談コーナーの設置
- ・市町主催の住民相談会等への派遣
- ・住宅関係機関等への相談員派遣
- ・行政、司法の住宅紛争事案等への専門家派遣

5 建築士会全国大会「しずおか大会」(仮称)の開催準備

令和元年6月に「全国大会準備委員会」を設置し、開催場所を静岡市、開催日を令和4年10月28日(金)に決定した。今年度は「実行委員会」へ移行し、具体的な準備を進めていく。

Ⅲ 法人管理

1 諸会議の開催及び運営

- (1) 定時総会 令和2年6月11日(木) 中島屋グランドホテル
- (2) 理事会 年 6回開催
- (3) 総務会 年11回開催
- (4) 監査会 年 2回開催 (決算監査、中間監査)

2 会員

令和元年度末現在の会員数は、正会員1,101名、賛助会員150社、計1,251名社で、前年度末と比較すると正会員が59名の減、賛助会員が2社の増であり、引き続き会員数は減少傾向にある。

この現象は、本会のみならず全国的な課題であり、本会と同様、他県士会においても会員増の有効な手段を見出せない状況にある。これは会員の高齢化や建築士試験の受験者の減少、有資格者の未加入等の複合的な要因に由来するものと考えられる。

会員の減少は、財政への影響、組織の活性化に関わる重大な問題であり、連合会や他建築士会とも情報交換を行いながら組織を挙げて取り組む必要があることから、今年度から「会員増強及び建築士育成事業」として会員増強に繋がる事業を検討し実施していく。

3 財政

会員数及び受託事業等の減少に伴う自主財源の減少は、法人運営のみならず公益事業の縮小にも繋がるものであり、社会的使命、組織の維持及び会員活動の活性化のためにも財政基盤の強化が重要である。

このため、令和2年度当初予算の編成に当たっては、予算委員会(総務会役員が構成員：会長・副会長・常務理事)を設置し、費用対効果を意識した事業の重点化や管理運営経費の見直しなどを行い、公益社団法人に相応しい持続可能な財政運営を図っていくための検討を行った。

特に、本会公益事業の大きな割合を占める「わが家の専門家診断事業」は年々診断件数が減少しており、その元となる静岡県地震対策事業「TOUKAI-0」の現計画は今年度が最終年度であり、計画延長については現時点では未定であることから、公益事業の先行きは大変厳しいものがある。

こうした状況を踏まえ、公益法人の要件である収支相償、公益率及び遊休財産保有制限を遵守し、適切な財務運営を図っていく。

4 組織及び事業体制

平成17年8月に「士会組織等のあり方」の答申が出され、同19年5月開催の通常総会で「組織改革に伴う基本方針」が承認された。その後、平成24年4月に公益社団法人の認可を受け現在に至っている。

これまでの間、時代の変遷に対応すべく会長特命委員会(財務、ブロック、公益法人)を設置し、「組織改革に伴う基本方針」に基づき着実に会務運営が進められてきた。しかし、士会を取り巻く社会経済環境は一段と厳しさを増し、活動の基本となる財政に大きな影響を及ぼしており、今後においても劇的な改善は見込めない状況である。

このような中、平成28年1月開催の理事会において「本会委員会及び機構組織の改編案」が承認され、同年4月1日から施行された。今後においても、短期・中期の視点に立って士会の将来を見据え、事業推進の主体となる本会・ブロック及び地区の役割など、現況に見合った組織及び事業体制となるよう常に見直しを行っていく。

また、本会事務所として借用している(一社)静岡県建設業協会所有の「静岡県建設業会館」が市街地再開発事業のため令和3年4月から解体される予定であることから、今年度中に事務所を移転する予定である。

5 情報公開

公益社団法人として情報公開が求められている組織、役員、事業計画及び予算、事業報告及び決算をはじめ必要な情報を、機関紙及びホームページを通じて積極的に公開していく。